

PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の効率化・加速化支援業務 実施状況

平成 29 年度に引き続き、自治体の PCB 廃棄物等の掘り起こし調査の支援を実施している。

1 . PCB 全般に関する相談窓口の設置による支援

(内容) 自治体関係者、一般事業者からのPCB 廃棄物に関する問い合わせに対応

平成29年度自治体による相談窓口の案内実施状況及び問い合わせ・相談状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	2 自治体	青森県 (HP に掲載)、前橋市 (HP に掲載)
東京事業エリア	0 自治体	-
豊田事業エリア	2 自治体	岐阜県 (広報紙に掲載)、三重県 (広報紙に掲載)
大阪事業エリア	0 自治体	-
北九州事業エリア	2 自治体	山口県 (HP に掲載)、福岡県 (HP・広報紙に掲載)

問い合わせ元	件数
自治体関係者 (廃棄物対策課、保健環境課、学校担当課、等)	64 件
一般事業者 (保管事業者、ビル管理者、電気主任技術者、等)	70 件
問い合わせ内容 (例)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ PCB 特別措置法、現地調査・掘り起こし調査</li> <li>・ PCB 汚染物等の処分方法 PCB 含有電気機器および安定器の判別方法</li> <li>・ メーカーが廃業した安定器の PCB 含有判別方法</li> <li>・ PCB 分析会社の紹介      ・ 補助金制度等の紹介</li> </ul>	

平成30年度自治体による相談窓口の案内実施状況及び問い合わせ状況 (H31年1月25日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体	
	実施済み	計画中
北海道事業エリア	青森県 (HP に掲載)、宇都宮市 (HP、広報紙に掲載)	栃木県 (HP に掲載)
東京事業エリア	-	-
豊田事業エリア	-	-
大阪事業エリア	明石市 (チラシ掲載予定)	-
北九州事業エリア	山口県 (HP に掲載)、福岡県 (チラシ・広報紙・HP に掲載)、佐賀県 (チラシ掲載予定)	
計	6 自治体	1 自治体

問い合わせ元	件数
自治体関係者 (廃棄物対策課、保健環境課、学校担当課、等)	53 件
一般事業者 (保管事業者、ビル管理者、電気主任技術者、等)	64 件

2. 都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援

(内容) 調査票記入方法、PCBに関する事項等の問合せに対して回答

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	2 自治体	山形県、石川県
東京事業エリア	2 自治体	川崎市、横須賀市
豊田事業エリア	5 自治体	静岡県(2回実施)、静岡市、浜松市、豊田市、豊橋市(2回実施)
大阪事業エリア	9 自治体	滋賀県、京都府、大阪府、大阪市、東大阪市(2回実施)、高槻市、枚方市、兵庫県、奈良県
北九州事業エリア	2 自治体	福岡県、鹿児島県
計	20 自治体	(のべ 23 回)
問い合わせ対応数		834 件(総計)

平成30年度実施状況 (H31年1月25日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体	
	実施済み	計画中(下線:実施中)
北海道事業エリア	石川県	宮城県、 <u>栃木県</u>
東京事業エリア	千葉県(2回)、	<u>船橋市</u> 、 <u>柏市</u>
豊田事業エリア	静岡県、静岡市、名古屋市、豊田市、豊橋市(3回)、三重県	<u>浜松市</u> 、 <u>三重県(2回目)</u>
大阪事業エリア	滋賀県、大津市、大阪市、枚方市、兵庫県、神戸市、	<u>京都府</u> 、 <u>東大阪市</u> 、 <u>枚方市(2回目)</u> 、 <u>豊中市</u> 、 <u>明石市</u> 、 <u>和歌山市</u>
北九州事業エリア	大牟田市、佐賀県、長崎県、宮崎県、	島根県、 <u>広島市</u> 、 <u>山口県</u> 、 <u>下関市</u> 、 <u>徳島県</u> 、 <u>福岡県</u> 、 <u>鹿児島県</u>
計	18 自治体(のべ 21 回)	19 自治体

3. 都道府県市が行う現地調査及び立入検査の支援

(内容) PCB含有電気工作物やPCB使用安定器の見分け方、安定器の設置場所等を説明  
 自治体施設の現地調査へ同行  
 事業者への立入検査へ同行

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	4 自治体	宮城県 ( 4 箇所)、山形県 ( 3 箇所)、群馬県 ( 1 箇所、 1 箇所)、長野県 ( 1 箇所)
東京事業エリア	0 自治体	-
豊田事業エリア	2 自治体	静岡県 ( 1 箇所)、豊橋市 ( 1 箇所)
大阪事業エリア	2 自治体	滋賀県 ( 2 箇所)、神戸市 ( 2 箇所)
北九州事業エリア	12 自治体	山口県 ( 1 箇所)、下関市 ( 1 箇所)、大牟田市 ( 2 箇所)、久留米市 ( 2 箇所)、佐賀県 ( 2 箇所)、佐世保市 ( 1 箇所)、大分県 ( 1 箇所)、宮崎県 ( 4 箇所)、宮崎市 ( 1 箇所)、鹿児島県 ( 1 箇所)、沖縄県 ( 5 箇所、 3 箇所)、那覇市 ( 1 箇所)
計	20 自治体	( : 31 箇所、 : 9 箇所)

: 自治体施設の現地調査へ同行、 : 事業者への立入検査へ同行

平成 30 年度実施状況 (H31 年 1 月 25 日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体	
	実施済み	計画中
北海道事業エリア	-	-
東京事業エリア	-	-
豊田事業エリア	-	-
大阪事業エリア	大阪府 ( 1 箇所)	豊中市
北九州事業エリア	徳島県 ( 3 箇所)、大分県 ( 1 箇所)、大分市 ( 1 箇所)、鹿児島県 ( 1 箇所)	鳥取市
計	5 自治体 ( のべ 7 箇所)	2 自治体

4 . 自治体担当者向け説明会の開催による支援

(内容) 保健所、施設課、学校教育課等の職員を対象に実施

説明内容は『PCB含有電気工作物等の掘り起こしと判別方法』、『PCB使用安定器の掘り起こしと判別方法』等、自治体の要望に合わせて調整

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	6 自治体	青森県(2回)、宮城県(4回)、山形県(3回)、栃木県(2回)、群馬県、長野県
東京事業エリア	0 自治体	-
豊田事業エリア	2 自治体	静岡県(4回)、名古屋市
大阪事業エリア	3 自治体	滋賀県、大阪府、神戸市(2回)
北九州事業エリア	12 自治体	山口県、下関市、大牟田市、佐賀県、長崎県、佐世保市、大分県、宮崎県(3回)、宮崎市、鹿児島県、沖縄県(3回)、那覇市
計	23 自治体	(のべ 38 回)

平成30年度実施状況 (H31年1月25日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体	
	実施済み	計画中
北海道事業エリア	青森県(2回)、八戸市、秋田市、石川県	福井県(4回)
東京事業エリア	千葉県(2回)、東京都	
豊田事業エリア	静岡県、愛知県	
大阪事業エリア	大阪府、兵庫県、明石市、	
北九州事業エリア	倉敷市、徳島県(3回)、福岡県、大分県(2回)、宮崎県、鹿児島県(2回)	広島県、愛媛県、高知県
計	17 自治体 (のべ 23 回)	4 自治体 (のべ 7 回)

5. 事業者向け説明会に対する支援

(内容) 一般事業者、保管事業者を対象に実施

説明内容は『PCB含有電気工作物等の掘り起こしと判別方法』、『PCB使用安定器の掘り起こしと判別方法』等、自治体の要望に合わせて調整

平成29年度実施状況

JESCO 事業エリア	実施数	実施自治体内訳
北海道事業エリア	0 自治体	-
東京事業エリア	1 自治体	東京都
豊田事業エリア	1 自治体	豊橋市
大阪事業エリア	2 自治体	滋賀県(2回)、兵庫県(4回)
北九州事業エリア	5 自治体	久留米市、長崎県(2回)、宮崎県・宮崎市合同、 沖縄県(3回)
計	9 自治体	(のべ 15 回)

平成30年度実施状況 (H31年1月25日時点)

JESCO 事業エリア	実施自治体	
	実施済み	計画中
北海道事業エリア	仙台市	-
東京事業エリア	横浜市・千葉県合同	-
豊田事業エリア	豊橋市(2回)、岡崎市	豊橋市(3回目)
大阪事業エリア	大阪府	-
北九州事業エリア	福岡県(3回)、久留米市、熊本市、 宮崎県・宮崎市合同(5回)、 沖縄県(2回)	鳥取市、大牟田市、
計	12 自治体 (のべ 18 回)	3 自治体 (のべ 5 回)

掘り起こし調査においてよくある苦情について

支援内容「2. 都道府県市が実施する掘り起こし調査に対する支援」では、相談窓口を設置し、掘り起こし調査対象者からの問合せに対応しているが、技術的相談はごく一部で、問合せの多くは調査に関する苦情となっている。

多く寄せられている苦情の内容を以下に抽出した。あわせて、出来るだけ苦情が少なくなるよう、調査における改善策（例）を記載したので、参考としていただきたい。

No.	カテゴリー	多く寄せられている苦情の内容	改善策（例）
1	宛名について	登記簿、家屋課税台帳を調査票の発送先リストとして使用すると、廃業者や一般家庭にも調査票が届くが、宛名に「事業者様へ」と記入すると、事業者では無い等の苦情が寄せられることがある。	宛名を「昭和52年3月以前の事業用建物または共同住宅をお持ちの方へ」とする。
2	調査票の内容について	マニュアル第4版からの調査票（別添7）を用いた場合、内容が難しいとの苦情が多く寄せられる傾向にある。	簡略化等したマニュアル第5版の改訂版調査票（別添8）を用いる。
3	調査方法について	調査票を大手家電販売店へ持っていき調査対象者がおり、店員にその情報は知らないと言われたことで、これは詐欺行為ではないかと疑われることがある。	家電販売店ではなく、電気事業者等へ相談することをより強調する。
4	調査場所について	調査対象場所を印字している自治体が多いが、地番表記や古い情報などで実際と異なる場合があり、混乱の原因になる。	混乱を避けるため、地番情報は記載しない。
5	費用について	調査費用、処理費用について苦情が寄せられることがある。	補助制度等を案内する。
6	督促について	調査票が難解な場合、督促をハガキや電話で行った際に、苦情が寄せられることがある。	簡単な設問を載せた往復ハガキで督促をする。
7	電気事業者より	所属の団体から協力依頼がない、調査方法が分からない等の苦情が寄せられる。	協会の都道府県支部等へも協力を依頼する。
8	相談窓口について	調査票を発送後、一時的に相談電話件数が増加して電話が繋がらなくなる。	ヘルプデスクを外部委託するか、保健所、電気工事組合等に協力を依頼する。